

宇和島市民協働のまちづくり推進指針

令和5年（2023年）2月
宇和島市

はじめに

本市では、平成21年（2009年）に策定した「宇和島市民協働のまちづくり推進指針」を市政運営の基本方針のひとつとして取り組んでまいりました。



そのような中、平成30年7月豪雨災害によって、尊い人命を失うとともに、浸水被害、柑橘園地の崩落等、経験したことのない甚大な被害に見舞われ、希望までもがそぎ取られるような瞬間を経験しました。

発災から4年7ヶ月が経ち、復旧・復興は着実に進んでおりますが、この間、市内はもとより、市外・県外からも行政・民間を問わず多くの皆様・団体から様々なご支援をいただきました。この経験は、行政の限界と多くの皆様との連携・協働の必要性を再認識するとともに、本指針の改訂への大きなきっかけともなりました。

また、近年、人口の減少と少子高齢化がかつてない勢いで進行する中、生活環境や価値観が変化し、地域の皆様が抱える課題は複雑化・多様化してきております。

そして、多くの地域では、福祉、産業、環境など、様々な分野において、担い手不足が顕在化しており、地域の活力の低下や活動の維持・継続が危惧されております。

このような中、様々な地域課題に的確に対処していくためには、行政だけでなく、市民の皆様はもとより、自治会やNPO・ボランティア団体、企業等が主体的に取り組むとともに、連携・協働していくことが大変重要と認識しております。

今回改訂した指針は、本市に関わる様々な人や団体が、互いに信頼し合える関係を築き、それぞれの特色や個性を生かしながら協働していく際の基本的な考え方を指し示すものです。

本指針に沿って、これまで培ってきた協働を更に推進し、「すべての人が住みやすい宇和島市」の実現を目指してまいります。

終わりに、改訂に当たり、貴重なご意見、ご提言をいただきました「宇和島市民協働のまちづくり推進指針策定委員会」の委員の皆様や関係団体の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただいた、市民の皆様、自治会、NPO団体、企業・団体、並びに関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

令和5年（2023年）2月

宇和島市長 岡原 文彰

目次

第1章 指針策定（改訂）の目的	1
第2章 宇和島市の現状と課題	
（1）宇和島市の現状	2
（2）NPO団体の現状	2
（3）自治会の現状	3
（4）企業・団体の現状	3
（5）市民の現状	4
（6）課題	4
第3章 協働の考え方	
（1）宇和島市の地域課題解決に向けた協働の イメージ	5
（2）協働の領域	6
（3）協働の形態	7
（4）協働によって期待される効果	8
（5）協働のまちづくりのプロセス	9
第4章 協働を推進する体制づくり	
（1）協働のまちづくり推進体制の整備	10
（2）多様な主体との情報・意識の共有化	11
（3）多様な主体との協働によるまちづくりの担い手の育成	11
用語集	12

第1章 指針策定（改訂）の目的

本市では、平成21年（2009年）に策定した「宇和島市民協働のまちづくり推進指針」を市政運営の基本方針のひとつとして取り組んできましたが、策定から13年が経過しており、現状に即した協働の在り方に見直すことといたしました。

近年、人口の減少と少子高齢化がかつてない勢いで進行するとともに、市民生活や価値観の変化に伴い、市民のニーズは複雑多岐に及んでいます。

また、多くの地域では福祉、産業、環境など、様々な分野で担い手不足が顕著で、地域の活力の低下や持続可能な活動に対する影響が危惧されています。

本指針により、すべての世代の人が協働の担い手であることを自覚していただくとともに、市民をはじめとした多様な主体（※1）がそれぞれの得意分野を生かし、互いに助け合うための考え方の基本的事項（協働の考え方、協働を推進する体制づくり）の共有化を図ることを目指します。

（※1）本指針の中で、「多様な主体」とは、以下のようなものを示します。

○市 民

市内に居住する人、市内に通勤し、又は通学する人、市内で事業活動その他を行う人

○行 政

法令に基づく制度を執行する市長その他の執行機関

○自治会等の地縁組織

自らの地域を良くするために、地縁に基づき形成された自らの意思と責任において活動する団体・組織

○NPO・ボランティア団体

協働を推進する上で、地域活動を行う団体・組織

○企業・団体

様々な協定や社会貢献活動などを通じ、本市に関わる民間企業・団体

○外部人材

専門的分野における知見・スキル・ネットワークを活かし、地域課題の解決に向けた地域活動の支援に取り組む地域外の人材

○中間支援組織

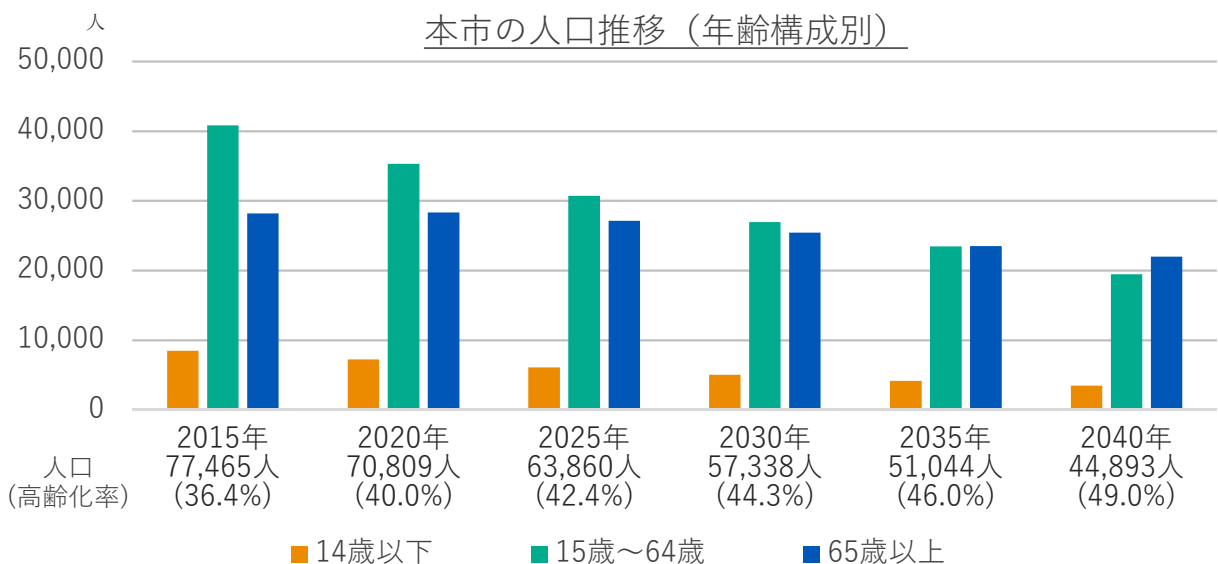
協働を推進する上で、「多様な主体」同士の活動を中間的に支援する組織

第2章 宇和島市の現状と課題

(1) 宇和島市の現状

若年者を中心とした人口流出と少子高齢化による人口減少が進行しています。このことは、地域コミュニティの活力低下につながっており、地域コミュニティを維持すること自体も困難な状況になりつつあります。

また、地域課題に対応した各種NPO・ボランティア団体が誕生する中、高齢化が進み、活動が困難となっている団体も見受けられます。



※人口及び高齢化率

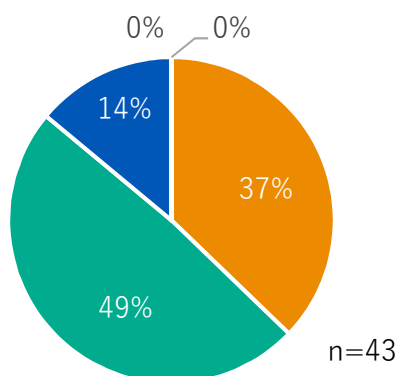
2020年以前は国勢調査の確報値、2025年以後は国立社会保障・人口問題研究所の2018年推計値

(2) NPO団体の現状

NPO団体に実施したアンケートでは、協働の重要度について「かなり重要・重要」との回答が最も多い結果となっています。

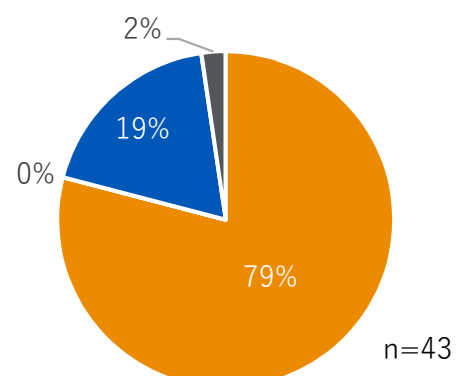
また、他団体との交流や連携の必要性は、回答があった43団体の内、34団体が必要があるとの認識を示しています。

協働の重要度



凡例	件数
■ かなり重要	16件
■ 重要	21件
■ どちらともいえない	6件
■ あまり重要ではない	0件
■ 重要ではない	0件

他団体との交流や連携の必要性

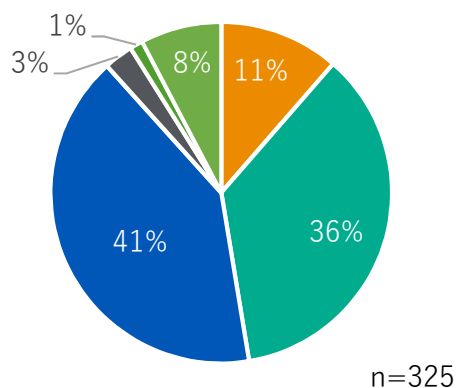


凡例	件数
■ はい	34件
■ いいえ	0件
■ どちらともいえない	8件
■ 未記入	1件

(3) 自治会の現状

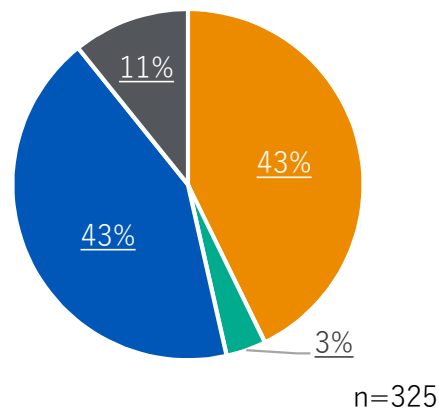
自治会に実施したアンケート結果では、協働の重要度は、「かなり重要・重要」が、最も多い回答結果となっています。また、他団体との交流や連携の必要性は、回答があった325自治会の内、139自治会が必要があるとの認識を示しています。

協働の重要度



凡例	件数
かなり重要	37件
重要	117件
どちらともいえない	133件
あまり重要ではない	9件
重要ではない	4件
未記入	25件

他団体との交流や連携の必要性

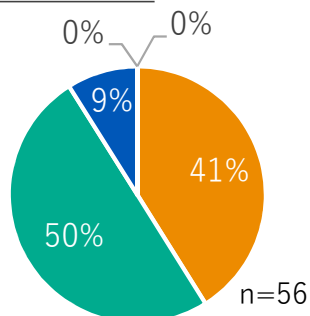


凡例	件数
はい	139件
いいえ	12件
どちらともいえない	139件
未記入	35件

(4) 企業・団体の現状

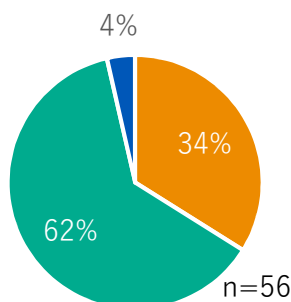
企業・団体に実施したアンケート結果では、協働の重要度について「かなり重要・重要」との回答が多い結果となっています。また、NPO団体等との協働については、現在、協働の経験が「ある」と回答した企業・団体よりも、今後協働の継続・見込みが「ある」との回答が多い結果となっています。

協働の重要度



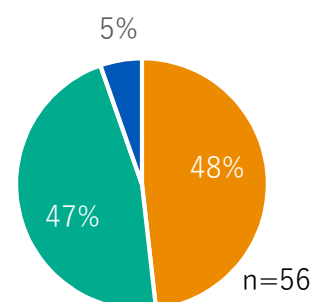
凡例	件数
かなり重要	23件
重要	28件
どちらともいえない	5件
あまり重要ではない	0件
重要ではない	0件

NPO団体との協働



凡例	件数	%
ある	19件	34%
ない	35件	62%
未記入	2件	4%

協働の継続・見込



凡例	件数	%
ある	27件	48%
ない	26件	47%
未記入	3件	5%

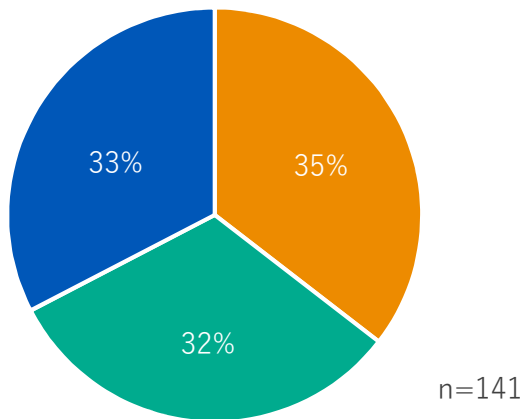
(5) 市民の現状

市民（オンライン）に実施したアンケートでは、協働の経験は、「現在行っている・以前行ったことがある」との回答が多い結果となっています。

協働への参加方法は、「自治会」を通じてと回答した人が最も多く、次いで、「学校」「NPO団体やボランティア団体」を通じた参加が多くなっています。

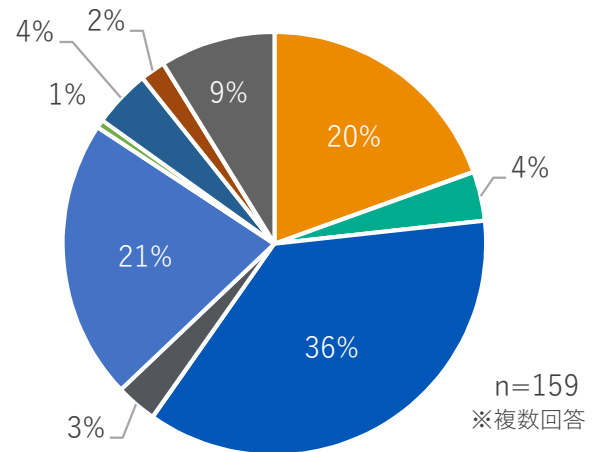
市民の意識として、協働への関心が高いほか、身近な団体を通じて協働の取り組みに参加している人が多い結果となっています。

協働の経験の有無



凡例	件数
現在行っている	50件
以前行ったことがある	45件
行ったことがない	46件

協働への参加方法



凡例	件数
NPO団体やボランティア団体	31件
農協、漁協、森林組合、商工会、商工会議所	6件
自治会	58件
民間企業	5件
学校（小・中・高）	34件
大学等高等教育機関	1件
社会福祉協議会	7件
中間支援組織	3件
そのほか	14件

(6) 課題

(1) から (5) の宇和島市の現状及びアンケート調査結果を踏まえると近年様々な地域課題が顕在化していく中で、地域課題の解決のためには「多様な主体」が情報を共有すると共に、「協働のまちづくり」の担い手として、すべての人が連携していく必要があることが伺えます。

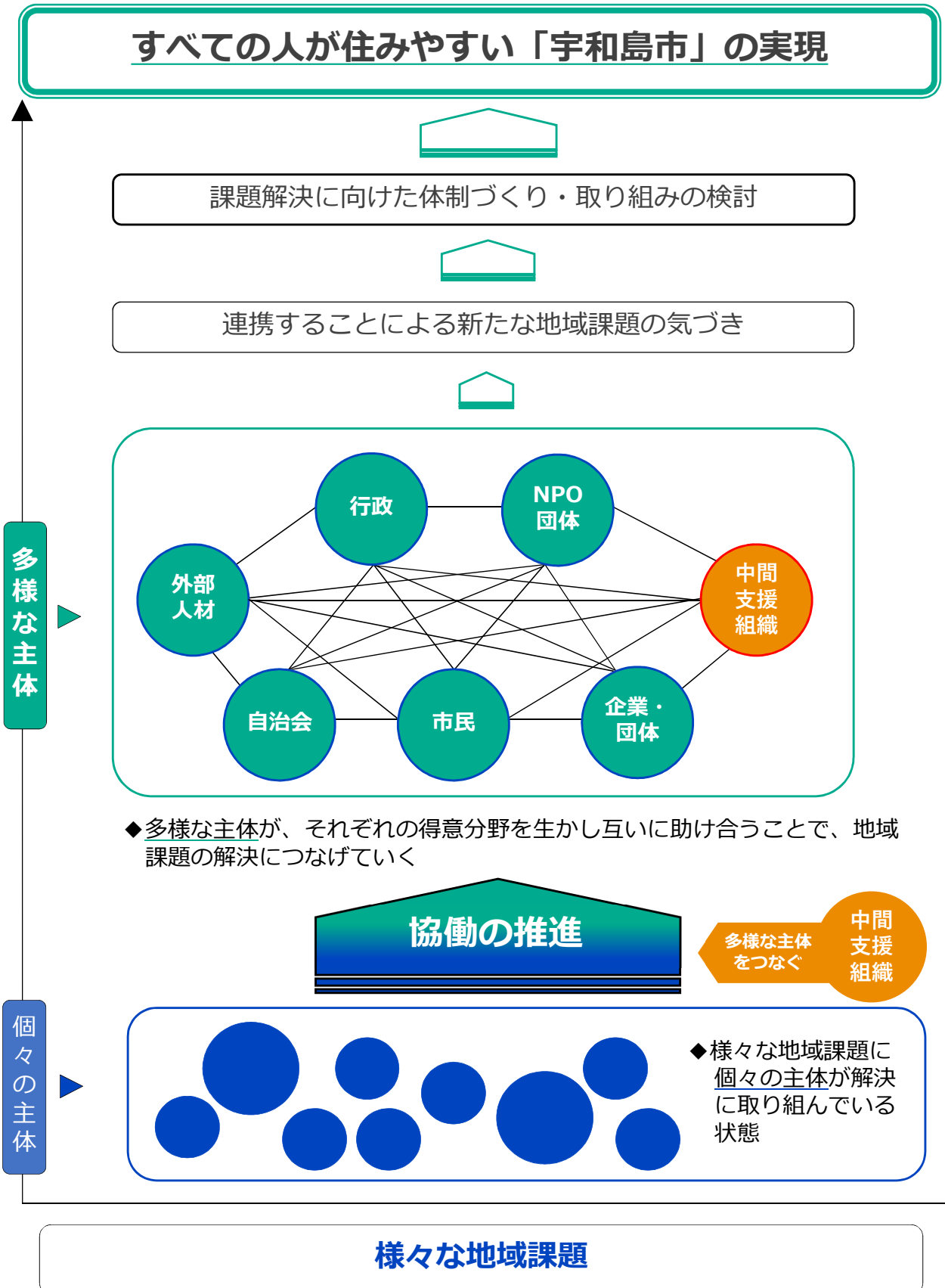
そのためには、「多様な主体」が互いに支え合いながら、協働できる体制の確立を図っていく必要があります。

第3章 協働の考え方

(1) 宇和島市の地域課題解決に向けた協働のイメージ

多様な主体が協働することによって、地域が抱える様々な課題の解決を図ります。

地域課題解決・取組の推進イメージ



(2) 協働の領域

① 協働とは

「多様な主体が、互いに共通する課題の解決や目的の実現のため、対等な立場でともに力を合わせて活動すること」です。

互いの特性を認め対等な立場で主体的に担う活動のほか、協働の活動領域が重なる場合は、連携して活動を行うことも重要です。そのほか、社会的責任を果たそうとする企業等も協働に参画するなど、協働の組み合わせは様々です。

② 協働の目的

宇和島市の恵まれた自然と共生し、地域特性を生かしたまちづくりを推し進めるために、地域に関わる多様な主体が、互いに助け合う体制の形をつくり、「すべての人が住みやすい宇和島市の実現」に向けたまちづくりを推進します。

③ 協働を推進するための役割

協働を推進するために、多様な主体がそれぞれの役割を認識しながら、特性を活かして主体的・積極的に取り組むことが重要です。

市民	<ul style="list-style-type: none">・持っている知識や情報、ノウハウを様々な機会に活用し、地域課題の解決やまちづくりに向け主体的に取り組む。
行政	<ul style="list-style-type: none">・広報誌やホームページ・SNS等の内容充実及び懇談会やタウンミーティング、パブリックコメント等を通じ、多様な主体と情報・意識の共有化を図る。・協働によるまちづくりの担い手育成、支援等についての仕組みを整備する。・協働のまちづくりのための方策の立案（各種計画等）を図る。
地縁組織 (自治会等)	<ul style="list-style-type: none">・個人では解決が困難な地域に密着した課題を解決するため、様々な団体や人材が協働してネットワークを強化するとともに様々な活動に取り組む。・地域の活動に市民の参加を促す。
NPO・ボラン ティア団体	<ul style="list-style-type: none">・専門性を発揮し、主体的に公共的課題やまちづくりに取り組む。・市民の活動参加のきっかけを提供する。・自治会や他団体との連携により、活動内容や機能を高める。
外部人材	<ul style="list-style-type: none">・専門的分野における知見・スキル・ネットワークを活かし、地域課題の解決に向けた地域活動の支援に取り組む。
企業・団体 (教育機関)	<ul style="list-style-type: none">・地域の一員として、積極的にまちづくりに参加する。・従業員が社会貢献活動に参加しやすい環境を整備し、地域課題解決型の活動に対する人的な支援のほか、持っている情報や技術、ノウハウ等を提供し、活動を支援する。
中間支援 組織	<ul style="list-style-type: none">・地域課題解決のため、多様な主体との間で情報収集・提供を行う。・NPO・ボランティア団体等の活動支援を行い、協働の中で活動を実施し、地域ネットワークの強化を図る。・協働の担い手となる人材の育成に積極的に取り組み、協働のまちづくりへの参加意識を高める。・協働のまちづくりを推進する上での施策等に関する提言。

④協働の領域図

市民や行政がそれぞれ主体的に担う活動のほか、互いに協働の活動領域が重なり連携して行う活動があります。そして、社会貢献活動に関心を持つ企業等も協働に参画するなど、協働の組み合わせは様々です。

【市民の領域】		協働の領域			【行政の領域】
A	B	C	D	E	
市民の責任と主体性によって独自に行う領域	市民の主体性のもとに行政の協力によって行う領域	市民と行政がそれぞれの主体性のもとに協力して行う領域	市民の協力や参画を得ながら行政の主体性のもとに行う領域	行政の責任と主体性によって独自に行う領域	

※ここでいう市民とは、市民、自治会等の地縁組織、NPO・ボランティア団体、中間支援組織、外部人材、企業・団体等のことを指します。

(3) 協働の形態

市が市民や自治会、NPO団体、中間支援組織、外部人材、企業等との協働により推進するまちづくりの形態は、次に掲げるように様々なものがあります。また、事業の内容や目的に応じて最もふさわしい形態で実施することが重要です。

協働の形態	内容	領域
民間同士の連携	地域課題の解決に向けて、自らの意思による地域行事・活動へ参加するもの (例：清掃活動、お祭りイベント等など)	A
補助・交付金	自治会やNPO・ボランティア団体等が主体的に行う事業に対して、市が支援を行うもの (例：地域づくり交付金など)	B
後援	自治会やNPO・ボランティア団体等が主体的に行う事業に対して、市が後援名義の使用を認め、事業を後押しするもの (例：NPO団体等が主催する地域イベントなど)	B
共催	自治会やNPO・ボランティア団体等と市等が共に主催者となり、事業を行うもの (例：シンポジウムなどの共同開催など)	C
事業協力・支援	自治会やNPO・ボランティア団体等と市等が、一定期間継続的な関係で協力し合うもの (例：包括連携協定など)	C
情報提供・情報共有	それぞれが持つ情報を提供し合い、活用するもの (例：情報共有会議の開催・参加など)	C
実行委員会	自治会やNPO・ボランティア団体等と市が実行委員会を組織し、事業を行うもの (例：イベント実行委員会など)	C
政策提言	自治会やNPO・ボランティア団体等が、その専門知識などに基づく施策を市に提案し、政策形成に反映しようとするもの (例：各種審議会など)	D
委託	より効果的に事業を実施するため、優れた特性を持つ自治会・NPO・ボランティア団体等に市の事業を委ねるもの (例：業務委託など)	D
行政同士の連携	共通課題の解決のために、行政同士が連携するもの (例：広域連携、カウンターパートなど)	E

(4) 協働によって期待される効果

互いの力を出し合い、それぞれの特性や得意分野を生かすことで、地域課題解決への取り組みが、円滑に進みます。

また、お互いの持つ強みやネットワークを利用することで、幅広い分野で事業や施策に取り組むことができ、より効果的に地域課題の解決に結びつけることができます。

期待される効果

- 地域課題について、市民目線で主体的に取り組むことができ、自分達にあった課題解決につながります。
- 地域コミュニティの活動において、多様な主体と連携した活動を進めることができ、暮らしやすい地域づくりにつながります。
- 多様な主体間での情報共有によって、地域課題解決のための支援・受援の効果的な推進につながります。
- 各主体の活動の限界を補完（※2）することで、多様化・複雑化する地域課題への対応につながります。
- 多様化・複雑化する地域における課題を把握することができ、効果的な施策の立案、公的サービス（※3）の提供につながります。
- 多種多様な知識や経験を持つ人、団体等との交流を促進することができ、活動の場や生きがいの場の拡がりにつながります。
- 各主体は、理念等を効果的に実現できるとともに、多様な主体とのネットワークによって、活動に関する関心・認知度が高まり、幅広い活動につながります。
- 異なる発想と行動力を持つ多様な主体が、協働によって、相互の理解を深めることができます。また、各主体の持続可能な活動につなげることができると共に、相手の立場に立ち地域課題に向き合うことで、意識の向上につながります。

(※2) 補完

本指針の中で「補完」とは、各主体が個々で解決できる課題はそれぞれが、各主体が個々で解決できない課題は、地域や行政が協働して行う仕組みを構築し、できるだけ身近なところで課題の解決に取り組むことをいいます。

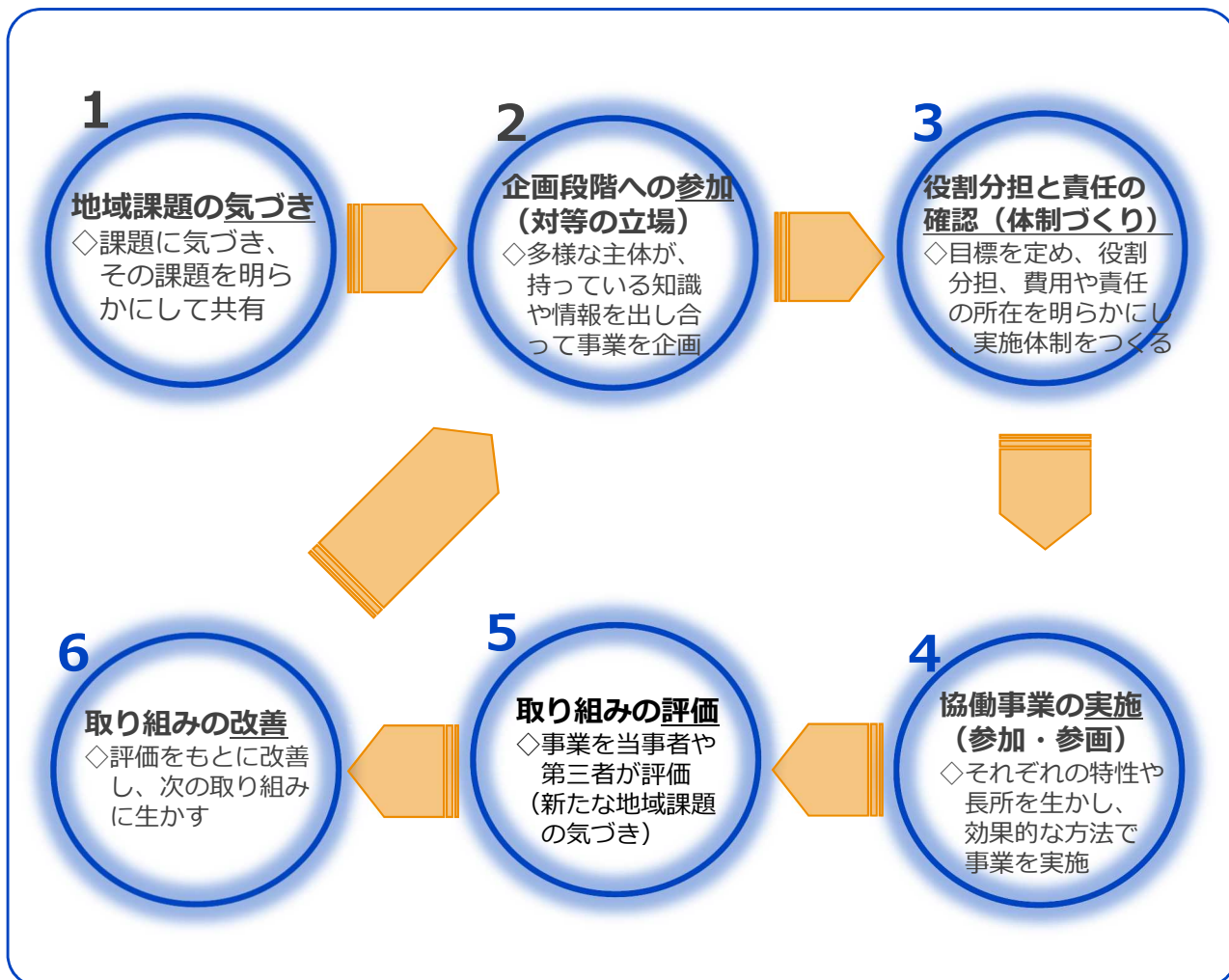
(※3) 公的サービス

本指針の中で「公的サービス」とは、自治会等の地域コミュニティや、NPO・ボランティア団体、企業等も含めた、本市に居住する人、働く人や集う人など、すべての人達が日常生活や社会生活を円滑に送るために必要とされるものです。

(5) 協働のまちづくりのプロセス

協働の手法を用いた進め方については、以下のとおりです。

多様な主体の協働により、あくまでも対等の立場で、地域の課題や事業の目的を共有し、それぞれの得意分野を生かし、より効果が期待できる取り組みを進めることが大切です。



取り組みを通じ、担い手を増やすと共に、人材の育成を進めることが重要です。



すべての人が住みやすい「宇和島市」の実現

第4章 協働を推進する体制づくり

(1) 協働のまちづくり推進体制の整備

多様な主体が、協働のまちづくりを理解し、それぞれの主体性に基づき、互いの強みを活かし、目的や目標に向かって連携して推進することができる環境づくりに取り組みます。

① 多様な主体によるまちづくりへの参画・意識強化

協働のまちづくりを推進するため、一人ひとりが自発的に地域活動に参画することで、地域課題解決のヒントやまちづくりに関する意識改革・強化を図るとともに、誰もが参加しやすい取り組みを促進します。

② 多様な主体による連携の強化

- ・ 地域課題解決のための情報共有会議等の場づくりを推進し、互いの意識共有を図ります。
- ・ 青少年育成のための事業等を通じ、若い世代との交流・連携を図ります。
- ・ 高齢者が活躍できる居場所づくりによって、多世代が連携したまちづくりを推進します。
- ・ 多様な主体の活動を広く周知し、更なる人材の関わりを求めることにより、組織力の強化を図ります。

③ 多様な主体による財政支援・制度の充実

- ・ 地域課題の解決やまちづくりを行う団体等による自主的、主体的な活動に対し、新たな協働の在り方に対応した各種支援制度の充実を図ります。
- ・ クラウドファンディング（※4）やソーシャルインパクトボンド（※5）等、様々な財源確保についての情報共有を図ります。

④ 行政の体制強化

行政においても、多様な主体が、協働の提案や相談を行い、幅広く地域課題や地域資源・人材・資金等の情報を集約し、様々な人や団体等と情報を共有することで、地域課題の解決を推進する体制づくりに取り組みます。

(※4) クラウドファンディング

本指針の中で「クラウドファンディング」とは、プロジェクトのための資金を調達できない個人・団体が、ソーシャルメディアをはじめインターネット上で企画内容と必要な金額を提示し、広く支援を呼びかける手法のことをいいます。

(※5) ソーシャルインパクトボンド

本指針の中で「ソーシャルインパクトボンド」とは、官民連携の仕組みの一つで行政や民間事業者及び資金提供者等が連携して、社会問題の解決を目指す成果志向の取り組みのことをいいます。

(2) 多様な主体との情報・意識の共有化

多様な主体が、地域課題の解決に向けてお互いに持っている情報を分かりやすい形で積極的に提供し合うことで共通理解を深め、意識の共有化を図ることによって、相互の信頼関係を構築していきます。

多様な主体が様々なネットワークでつながりを持ち、地域に関する課題や、特色・強み等を互いに共有し、支え合うことが大切であり、そのための環境づくりを推進します。

(3) 多様な主体との協働によるまちづくりの担い手の育成

多様な主体による協働の取り組みを広げていくには、地域のニーズの把握、事業の構築、担い手の育成等を推進することが大切です。

また、協働を実現するためには、協働を理解し、課題を的確に捉えて活動できる団体・人材が求められています。

協働のまちづくりに係わる団体・人材の育成には時間が必要であり、協働事業を一つ一つ積み重ねていく中で、担い手の育成に努めます。

① 中間支援組織の育成支援

多様な主体が連携し、本市における地域課題に関する様々なニーズに対応するためには、中間支援組織の果たす役割が重要です。平時から市内外の関係機関と市内の課題を共有し、市内NPO団体の連携強化を図ることができる体制構築のため、中間支援組織の育成支援を推進します。

② 市民活動拠点の充実

すべての人が活躍することができる場づくりを進めるためには、拠点機能の充実が大切であり、拠点を中心として、すべての人が様々な交流ができる場所が重要です。

そのため、多様な主体が連携して活動することができ、地域のニーズを把握し、解決することができる仕組みづくりを推進します。

用語集

No.	名称	説明
1	NPO法人	NPOとは、Non（非）Profit（利益）Organization（団体）の略で、営利を目的としない民間の団体（組織）のこと。特定非営利活動促進法により認定されたNPO法人格を取得すると、法人名で契約や登記が出来るメリットがあるが、法人としての納税義務や活動内容、組織形態などの一定の要件を満たす必要があるなど義務も生じる。 「非営利」とは、利益を得ることを目的としないこと。無償あるいは収益事業を全く行わないという意味ではない。活動資金としての会費や寄付金を集める以外に、社会貢献活動とは別に収益事業を行うこともでき活動に対する対価をもらうことも差し支えない。事業で得た利益を団体の構成員に分配せず、次の社会貢献活動資金に回すのであれば、営利を目的としない団体といえる。
2	外部人材	本指針の中で「外部人材」とは、専門的分野における知見・スキル・ネットワークを活かし、地域課題の解決に向けた地域活動の支援に取り組む地域外の人材。
3	協働	同じ目的のために、協力して働くこと。本指針における協働とは、多様な主体が互いに共通する課題の解決や目的の実現のため、対等な立場でともに力を合わせて協力して宇和島市の課題解決に取り組んでいくこと。
4	企業・団体	本指針の中で「企業・団体」とは、様々な協定や社会貢献活動などを通じ、本市に関わる民間企業・団体。
5	行政	本指針の中で「行政」とは、法令に基づく制度を執行する市長その他の執行機関。
6	クラウドファンディング	（英：crowd funding）とは、プロジェクトのための資金を調達できない個人・団体が、ソーシャルメディアをはじめインターネット上で企画内容と必要な金額を提示し、広く支援を呼びかける手法のこと。
7	コミュニティ	居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。地域社会。 この指針でいう「地域コミュニティ」とは、住みよい地域環境をつくるために、地域住民が日常生活に関わる事業や活動などをお互い連帯感や信頼感を築きながら取り組んでいく、地域社会のこと。
8	市民	本指針の中で「市民」とは、市内に居住する人、市内に通勤し、又は通学する人、市内で事業活動その他を行う人。
9	社会貢献活動	法人または団体、個人による公益或いは公共益に資する活動一般を意味し、はじめから社会に資することを目的として行う直接的な社会貢献と、特定の事業や行為をすることが結果として社会貢献につながる間接的な社会貢献とがある。
10	自治会等の地縁組織	本指針の中で「自治会等の地縁組織」とは、自らの地域を良くするために、地縁に基づき形成された自らの意思と責任において活動する団体・組織。

用語集

No.	名称	説明
11	主体性	自分の意志・判断によって、自ら責任をもって行動する態度のあること。
12	ソーシャルインパクトボンド	(英：Social Impact Bond、SIB) とは、官民連携の仕組みの一つで、行政や民間事業者及び資金提供者等が連携して、社会問題の解決を目指す成果志向の取り組みのこと。
13	多様な主体	本指針の中で「多様な主体」とは、市民、行政、自治会等の地縁組織、NPO・ボランティア団体、企業・団体、外部人材、中間支援組織を示すもの。
14	中間支援組織	本指針の中で「中間支援組織」とは、協働を推進する上で「多様な主体」同士の活動を支援する組織。
15	補完	本指針の中で「補完」とは、各主体が個々で解決できる課題はそれぞれが、各主体が個々で解決できない課題は、地域や行政が協働して行う仕組みを構築し、できるだけ身近なところで課題の解決に取り組むこと。
16	まちづくり	本指針でいう「まちづくり」とは、道路・橋・公園等の街並み整備だけを意味するものではなく、地域の課題である「防災・環境・福祉・文化・スポーツ等」の地域課題に行政と地域住民が一緒に参画して取り組む雰囲気づくり、地域コミュニティづくりであり、地域を暮らしやすくする様々な活動全般を示すもの。

資料

- ◆宇和島市民協働のまちづくり推進指針策定委員会規則・・・資料1

- ◆宇和島市民協働のまちづくり推進指針【策定経過】・・・資料2

- ◆宇和島市民協働のまちづくり推進指針策定委員会
【委員名簿】・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料3

- ◆宇和島市民協働のまちづくり推進指針策定アンケート
結果【概要】・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料4

◆宇和島市民協働のまちづくり推進指針策定委員会規則

令和4年6月27日
規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇和島市民協働のまちづくり推進指針の策定に関し必要な事項を検討するため、宇和島市民協働のまちづくり推進指針策定委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 宇和島市民協働のまちづくり推進指針の策定に関すること。
- (2) 宇和島市民協働のまちづくり推進指針の策定にかかる調査及び研究に関すること。
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(委員会の構成員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者、有識者等
- (2) 地域活動団体等の代表者
- (3) 市民ボランティア活動団体等の代表者
- (4) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第1条の規定による設置目的が達成されたときまでとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条に規定する委員がその身分を失ったときは、その職を辞したものとみなす。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長及びその職務を代理する者が存在しないときの会議は、市長が召集する。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって開くことができる。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、委員会の運営上必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明その他の協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、協働のまちづくり推進を担当する課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年6月27日から施行する。

◆宇和島市民協働のまちづくり推進指針【策定経過】

実施年月日	策定内容
令和4年7月12日	<p>◆第1回策定委員会 開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇委嘱状交付 ◇委員長・副委員長の選任 ◇指針の概要等、改訂のスケジュールについて説明・協議
令和4年8月3日 ～9月27日	<p>◆アンケート調査 実施</p> <p>協働の現状・課題を把握し、指針改訂の参考資料とするため、アンケート調査を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇NPO団体（回答率：66.2%） ◇自治会（回答率：64.6%） ◇企業・団体（回答率：56.0%） ◇市民（※オンライン）
令和4年10月12日	<p>◆第2回策定委員会 開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇アンケート調査結果、改訂案、改訂スケジュール等について説明・協議
令和4年11月22日	<p>◆第3回策定委員会 開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇アンケート調査結果、改訂案、改訂スケジュール等について説明・協議
令和5年1月16日	<p>◆第4回策定委員会 開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇改訂案、パブリックコメントの実施、改訂スケジュール等について説明・協議
令和5年1月19日 ～2月8日	<p>◆パブリックコメント 実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇改訂案に対する意見を募集
令和5年2月21日	<p>◆第5回策定委員会 開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇改訂案、パブリックコメントの実施結果、改訂スケジュール等について説明・協議 ◇答申内容について協議
令和5年2月21日	<p>◆答申式</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇策定委員会から市長へ「宇和島市民協働のまちづくり推進指針（案）」について答申
令和5年2月21日	<p>◆宇和島市民協働のまちづくり推進指針 改訂</p>

◆宇和島市民協働のまちづくり推進指針策定委員会【委員名簿】

(敬称略 委員は五十音順)

団体名	役職	氏名
国立大学法人愛媛大学社会連携推進機構 地域協働センター南予	委員長	前田 眞
社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	副委員長	山本 裕子
宇和島市公民館連絡協議会	委員	井上 教
宇和島市子ども食堂連絡協議会	委員	折原 理恵
宇和島地区漁業協議会	委員	佐々木 護
えひめ南農業協同組合	委員	杉浦 亘
自主防災組織連絡協議会	委員	清家 平
日本郵便株式会社愛媛県南予地区連絡会	委員	清家 裕二
特定非営利活動法人宇和島NPOセンター	委員	谷本 友子
宇和島市PTA連合会	委員	林 昭子
宇和島市連合自治会	委員	宮本 直明
公益社団法人宇和島青年会議所	委員	向田 麻里
宇和島市女性団体連絡協議会	委員	吉岡 清美
宇和島商工会議所	委員	若宮 里美

宇和島市民協働のまちづくり推進指針策定（改訂）に
関するアンケート結果（概要）

1. 概要

(1) 調査の趣旨・目的

「宇和島市民協働のまちづくり推進指針」改訂にあたって、本市における協働の現状・課題を把握し、洗い出すことにより、指針改訂のための参考資料とするため、アンケート調査を実施しました。

(2) 調査対象・件数・回答率

No.	対象	実施(件)	回答(件)	回答率(%)	備考
1	①NPO	65	43	66.2	※市登録NPO団体
2	②自治会	503	325	64.6	※宇和島市自治会
3	③企業	100	56	56.0	※宇和島市協定締結先企業・団体
	小計	668	424	63.8	
4	④市民	141	141	-	※オンライン (LoGoフォーム)
	合計	809	565	-	

(3) 調査項目

No.	対象	設問数	項目
1	①NPO	45	1_団体概要、2_活動地域・頻度、3_活動形態、4_行政・他機関との協働、5_市補助金助成金等の活用状況、6_行政に期待する役割
2	②自治会	26	1_自治会概要、2_活動頻度・形態、3_他機関との協働、4_市の施策
3	③企業	24	1_企業の概要、2_協働を進める上での考え、3_社会貢献活動における活動形態、4_行政・他機関との協働、5_NPO団体との協働
4	④市民	12	1_回答者情報、2_協働に関する関心と経験、3_協働を行っている活動地域・頻度、4_市の施策

(4) 調査方法

No.	対象	訪問	郵送	オンライン
1	①NPO	○	○	○
2	②自治会		○	○
3	③企業		○	○
4	④市民			○

～はじめにお読みください～

宇和島

**宇和島市民協働のまちづくり推進に関するアンケート調査
ご協力のお願い**

皆様には、日頃から本市における協働のまちづくりの推進にご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

本市では、平成21年3月に策定された「宇和島市民協働のまちづくり推進指針」の改訂に向けた取組を進めています。

この調査は、「宇和島市民協働のまちづくり推進指針」改訂の基礎資料とすることを目的として、日頃、地域の協働活動に積極的に関わっていただいているNPO団体や自治会及び企業等を対象に、協働に関する活動の現状や課題などを伺います。

調査結果は、協働活動の現状を知ることだけに活用させていただきます。指針策定の目的以外に使用することはありません。

お忙しいところにお手数をおかけしますが、調査の趣旨をご理解の上、回答にご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和4年8月
宇和島市 市民環境部 市民課

記入にあたってのお願い

- 1 貴団体の活動の内容、感じていることをお答えください。
- 2 回答が難しい設問につきましては、可能な範囲で記入してください。
- 3 アンケートの記入は、代表者又は活動の中心的役割を担っている方が記入してください。

調査に関する問い合わせ先

宇和島市 市民環境部 市民課 (担当: 東 (あずま))
〒798-8601 宇和島市曙町1番地
電話 (0895) 24-1111 (内線2253)
メール com@city.uwajima.lg.jp
回答フォーム <https://logofrm.jp/form/h65f/130905>

回答フォーム

期間が短く大変申し訳ありませんが、【令和4年8月22日(月曜日)】までに、①回答の返信用封筒による郵送、又は、②上のQRコードを読み取り回答フォームへの入力、のどちらかの方法でご提出ください。

個人と自治会、市民活動団体や農林業(団体や企業等)の立場でもに力法)です。

法令に基づく制

界があり、自

対に対応すること

なり、連携して

らの連携に参画

領域

E

行政の責任と主体性によって検

目に行う領域

2. 調査・分析結果（NPO団体）

（1）概要

団体の構成は、所属する人員の最も多い年代は、12団体が「70代以上」と回答しています。年間活動予算では、30団体が「50万円未満」と回答しており、活動を行う上での課題や困りごとは、21団体が「活動資金の不足」と回答しています。

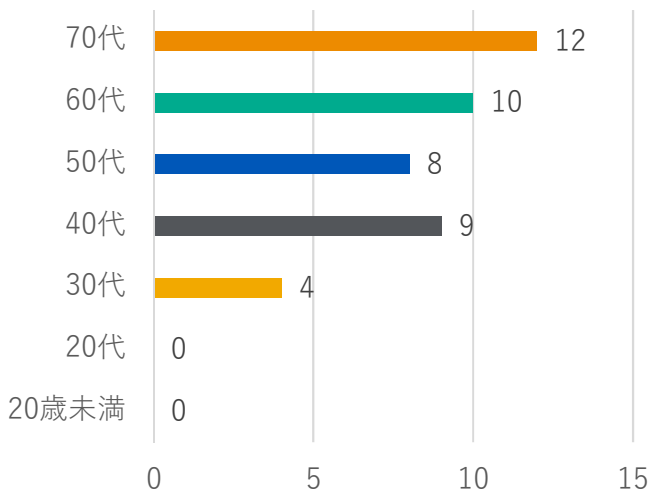
また、協働の重要度は、37団体が「かなり重要・重要」と回答しており、行政との協働の経験については、28団体が「ある」と回答しています。そして、他団体や企業との連携は、19団体が「ほかのNPO団体やボランティア団体」と回答し、他団体との交流や連携は、34団体が必要があるとして「はい」と回答しています。

NPO団体の主な課題として、構成員の高齢化と活動資金不足が見られます。また、協働に関する重要度の意識が高いほか、他団体との交流や連携については、経験があると回答した団体よりも、必要と認識している団体の方が多い結果となっています。

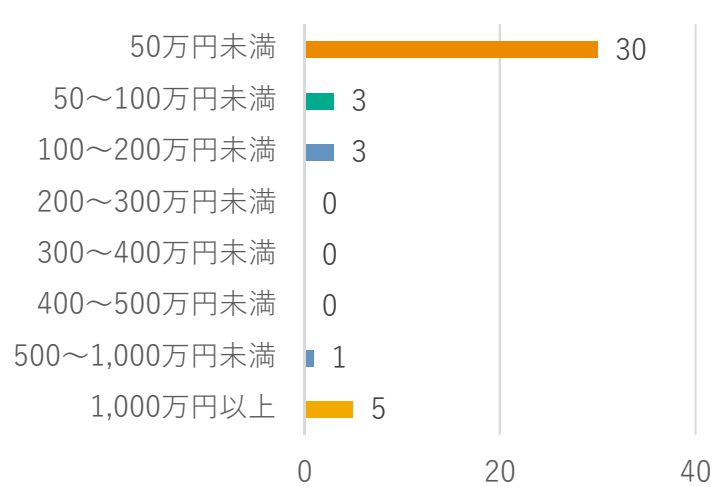
以上のことから、NPO団体における地域課題解決のための活動を推進するには、「NPO団体と行政・他機関との協働」が重要であることが伺えます。

（2）アンケート結果抜粋

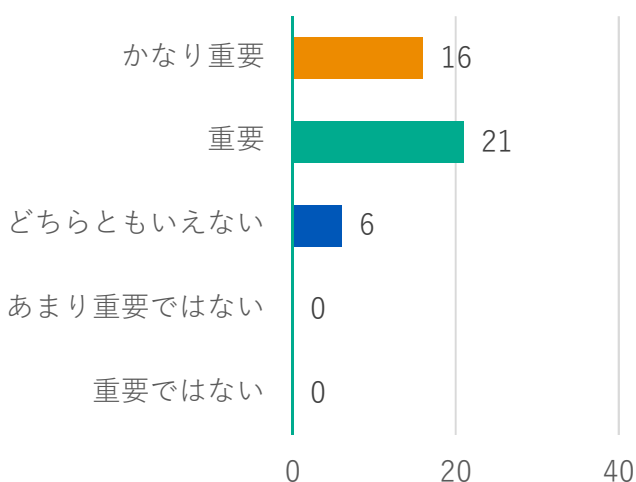
◆所属する人員の最も多い年代



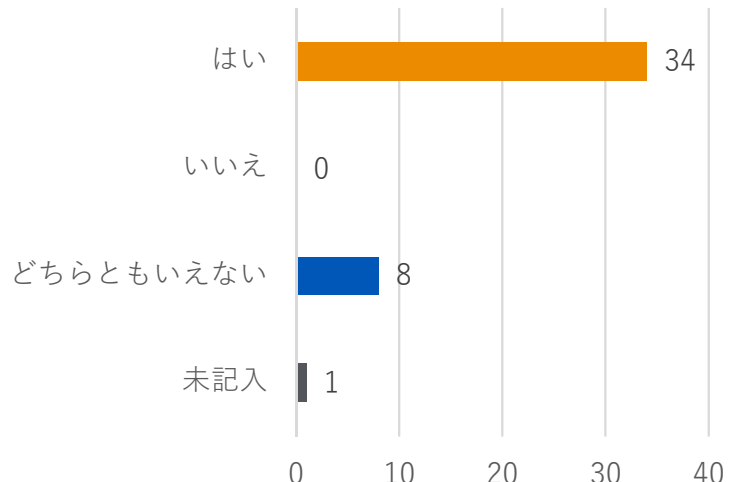
◆年間予算



◆協働の重要度



◆他団体との交流や連携の必要性



3. 調査・分析結果（自治会）

(1) 概要

自治会の構成は、所属する人員の最も多い年代は、163自治会が「70代以上」と回答しています。年間活動予算では、181自治会が「50万円未満」と回答しており、活動を行う上での課題や困りごとは、282自治会が「会員の高齢化」と回答しています。なお、課題解決の取り組みは、216自治会が「していない」と回答しています。

また、協働の重要度は、154自治会が「かなり重要・重要」と回答しており、行政との協働の経験は、76自治会が「ある」と回答しています。そして、他の自治会やNPO団体・企業等との連携先は、111自治会が「ほかの自治会」と回答し、他団体との交流や連携の必要性は、139自治会が必要があるとして「はい」と回答しています。

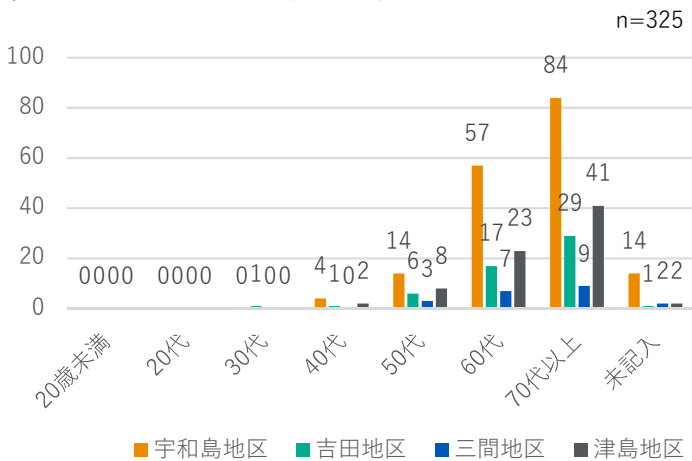
自治会の主な課題として、会員の高齢化が見られます。協働に関する重要度の意識が高いほか、他の自治会やNPO団体・企業等との連携については、協働の経験があると回答した自治会よりも必要と認識している自治会の方が多い結果となっています。

また、地域課題の解決に向けた取り組みとして、一部の自治会では、「未加入者への加入呼びかけ・若い人との食事会などでの交流・防災・減災マップの作成・連絡網作成」等を行っているとの回答がありました。

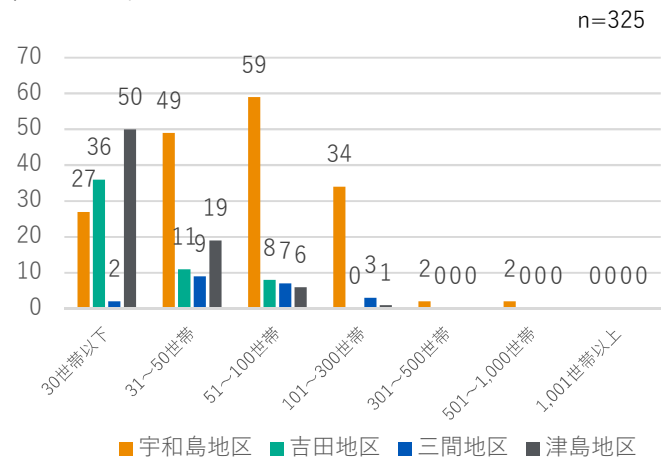
以上のことから、自治会における地域課題解決のための活動を推進するには、「ほかの自治会や行政・NPO団体・企業等との協働」が重要であることが伺えます。

(2) アンケート結果抜粋

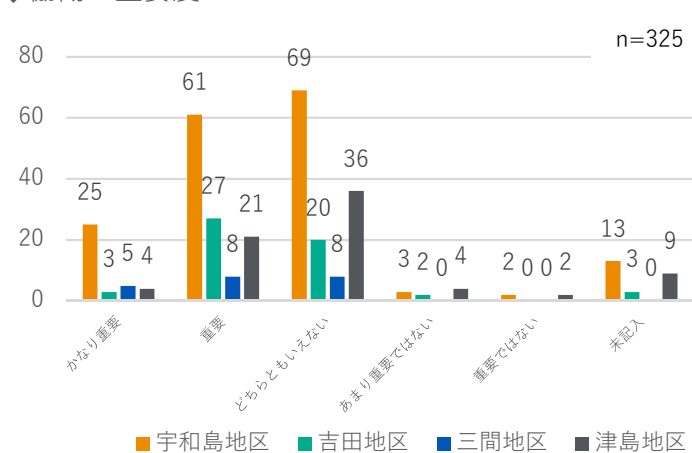
◆所属する人員の最も多い年代



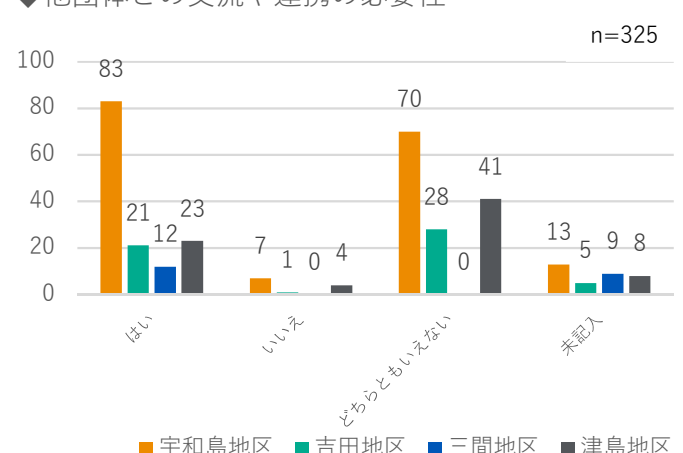
◆加入世帯数



◆協働の重要度



◆他団体との交流や連携の必要性



4. 調査・分析結果（企業・団体）

（1）概要

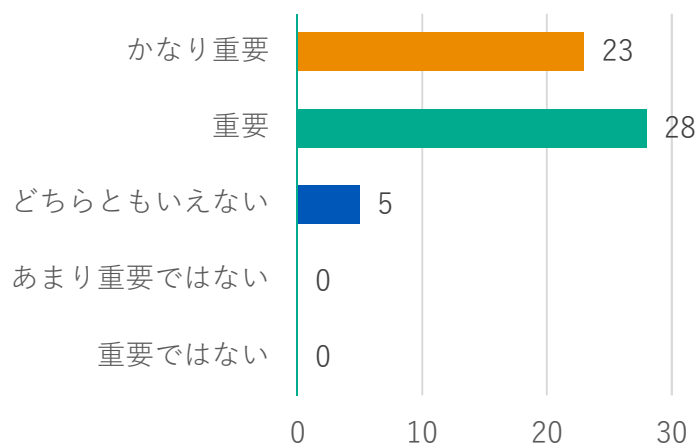
企業・団体における協働の重要度は、51企業・団体が「かなり重要・重要」と回答しており、これまでの社会貢献活動については、経験のある44企業・団体が「はい」と回答しています。そして、社会貢献活動における活動形態は、41企業・団体が「行政との協働がある」と回答しています。また、NPO団体等との協働は、35企業・団体が「ない」と回答しており、今後、NPO団体等との協働を継続あるいは検討する見込みがあるかは、27企業・団体が「ある」と回答しています。

企業・団体の協働に関する意識として、協働に関する重要度の意識が高いほか、NPO団体等との連携については、社会貢献活動の実践においてNPO団体との関わりがあると回答した企業・団体よりも継続あるいは検討する見込みがあると回答している企業・団体の方が多い結果となっています。

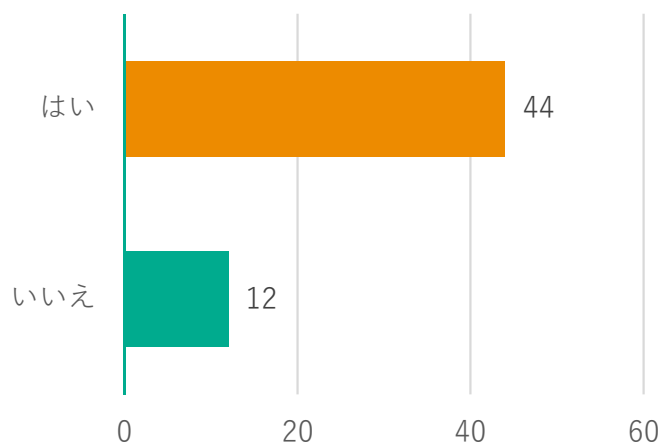
以上のことから、企業・団体における地域課題解決のための活動を推進するには、「行政・NPO団体・企業等との協働」が重要であり、協働のためのきっかけづくり・情報共有が必要であることが伺えます。

（2）アンケート結果（抜粋）

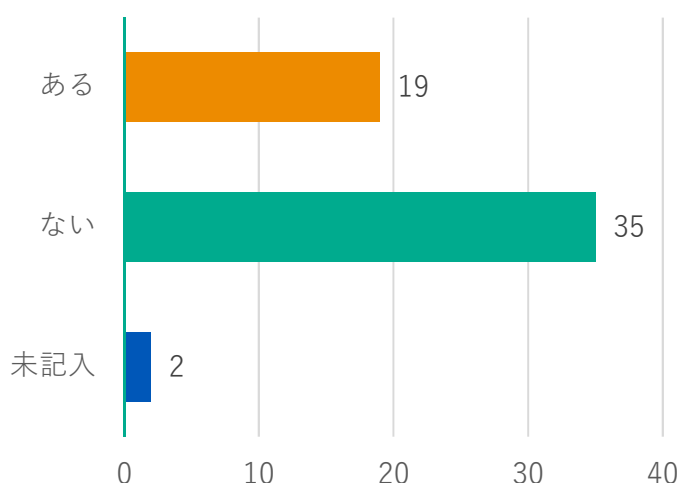
◆協働の重要度



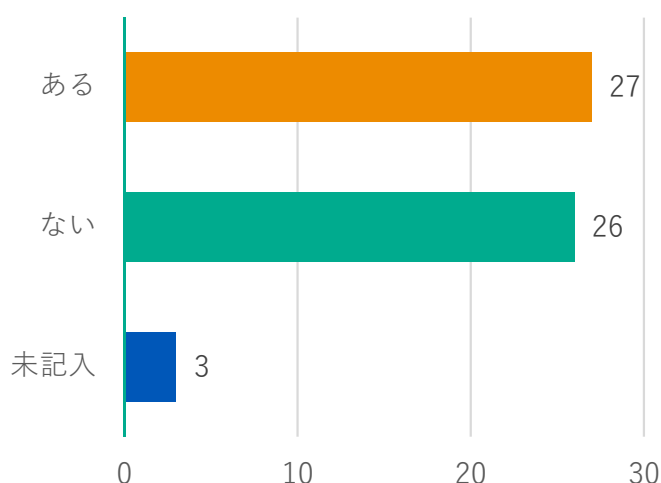
◆社会貢献活動の有無



◆社会貢献活動のNPO団体等との関わり



◆NPO団体等との協働の継続・見込



5. 調査・分析結果（市民）

（1）概要

市民における協働に関する関心は、106人が「非常に関心がある・関心がある」と回答しており、協働の経験については、95人が「現在行っている・以前行ったことがある」と回答しています。

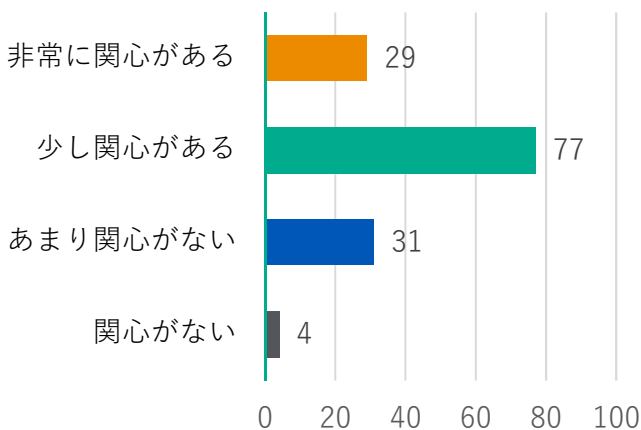
そして、行ったことがある協働は、59人が「地域環境の保全」と回答しています。また、協働への参加方法は、58人が「自治会を通じて」と回答しているほか、「NPO団体やボランティア団体」「学校」を通じた参加が多くなっています。また、主な活動地域は、69人が「居住地域内」と回答しています。

市民の協働に関する意識として、協働への関心が高いほか、協働への参加方法・活動地域は、身近な居住地での活動へ自治会を通じて参加している人が多い結果となっています。

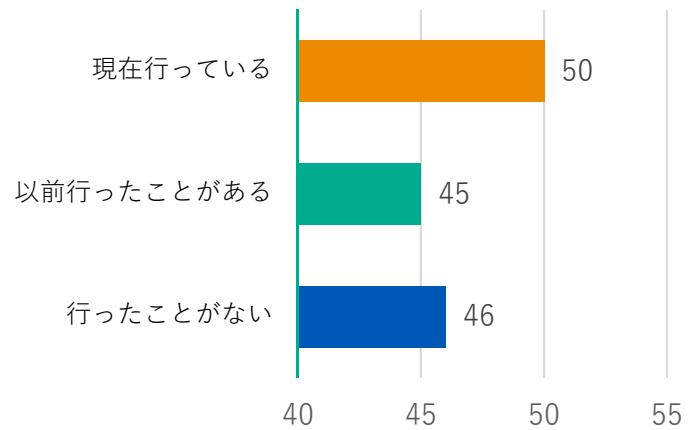
以上のことから、市民における地域課題解決のための活動を推進するには、「自治会等を通じた協働」が重要であるとともに、NPO団体やボランティア団体・学校を通じた協働のためのきっかけづくり・情報の提供が必要であることが伺えます。

（2）アンケート結果（抜粋）

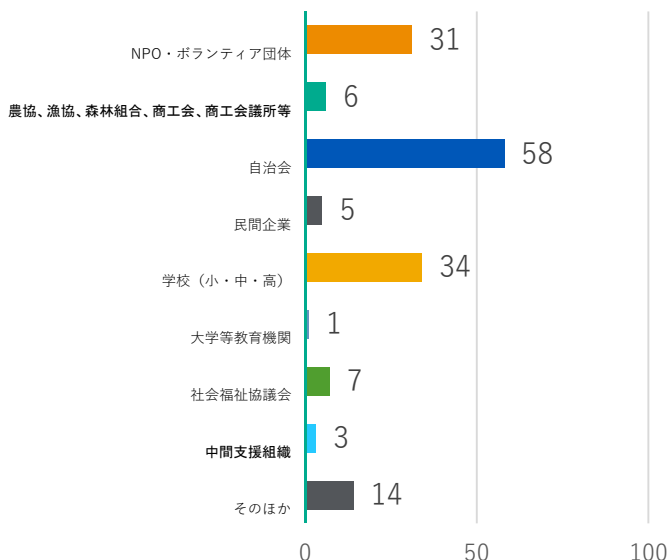
◆協働への関心



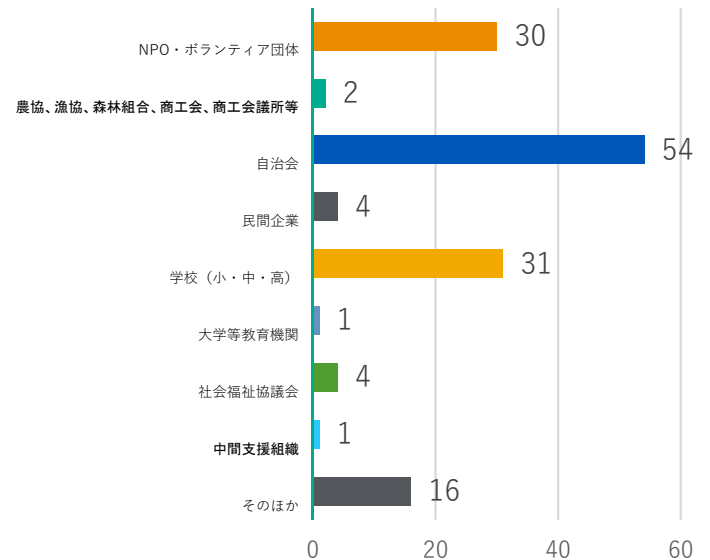
◆協働の活動について



◆協働への参加方法（どこを通じて）



◆協働のきっかけ



おわりに

本指針の改訂は、13年前に策定された指針を見直すために実施されました。まちづくり活動においては、宇和島市の事例だけにとどまらず、行政主体で行われるものとの意識が根強く、行政によるまちづくりに市民が参加するといった市民参加型の取り組みが多かったように思います。

宇和島市を含む南予地域では平成30年7月豪雨災害を経験し、行政だけでなく民間との協働による復旧・復興が進められてきました。その過程の中で、行政からの支援だけでなく、社会福祉協議会をはじめNPOやボランティア、企業及び個人など、多様な主体による支援活動が行われました。加えて、被災された方々も支援活動に取り組み、それらを被災者が受援するといった、まさしく多様な主体による協働を体験することができました。さらに、支援側と受援側をつなぐ中間支援組織が誕生するなど、まちづくりに関する意識は、激変したといえます。これらの動きは、災害時のみならず、平常時においてこそ必要なものです。



まちづくり活動は誰かがやってくれるものではなく、自分が関わってこそ、適切な解決に近づくものです。平常時から活動しておくことが、非常時に迅速に動けるものとなります。目の前にある地域課題の解決に向けては、課題そのものが複雑化、輻輳化しており、解決に向けて、当事者だけでなく共感を持った多様な主体が一緒に取り組むことが求められています。

改訂に当たっては、複雑化された地域課題を解決し、「すべての人が住みやすい宇和島市」になるために、誰かが頑張ればよいということではなく、多様な主体（みんな）が頑張る必要があります。

このためには、多様な主体をコーディネートし、課題解決に向けた合意を形成するだけでなく、多様な主体のそれぞれの得意を活かし相乗効果を上げていくことを地域社会に実装していくことに着目して行いました。

本指針は、多様な主体による協働をイメージし、分かりやすくまとめています。

また、そのために必要な中間支援機能や組織についても言及しています。本指針を活用して、様々な多様な主体による協働事業が生まれ、すべての人が住みやすい宇和島市づくりにつながることを祈念しています。

最後に、当委員会に参集した委員の皆様は、これらの考えに共感していただき、それぞれの立場と「すべての人が住みやすい宇和島市」にするための立場を踏まえた建設的な意見を出していただきました。また、委員の意見をまとめていただいた事務局の皆様にも感謝の意を表します。

令和5年（2023年）2月

宇和島市民協働のまちづくり推進指針策定委員会 委員長 前田 眞

宇和島市民協働のまちづくり推進指針

発行／令和5年（2023年）2月
発行者／宇和島市 市民環境部 市民課
〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1番地
TEL 0895-24-1111（代表）
FAX 0895-24-1166
E-mail com@city.uwajima.lg.jp
URL <https://www.city.uwajima.ehime.jp/>
